

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和元年6月20日(木) 午前10時30分から午前11時30分まで		
開催場所	みよし市役所5階特別会議室		
出席者	坂口良行(会長)、南谷直毅、倉橋洋子、清田雄治、深谷陽子(事務局) 村田総務部長、本田総務部参事、小野田総務部次長兼総務課長、塚崎総務課副主幹、福上総務課主査、鈴木総務課主査		
次回開催予定日	令和元年8月21日(水)		
問合せ先	総務課 担当者名 塚崎、福上、鈴木 電話番号 0561-32-8000 ファックス 0561-32-2165 メールアドレス soumu@city.aichi-miyoshi.jp		
下欄に掲載するもの	・ <u>議事録全文</u> ・ 議事録要約	要約した理由	
審議経過	<p>○総務部次長兼総務課長；おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。審査会に入る前に、令和元年度は、事務局に異動がありましたので照会させていただきます。</p> <p>&lt;事務局自己紹介&gt;</p> <p>○総務部次長兼総務課長；それでは審査会に入ります。始めに坂口会長からごあいさつをお願いします。</p> <p>○坂口会長；皆さまお久しぶりです。元号が令和に変わって、いろいろな事件だとか事故だとか、いろいろな災害が起きております。情報の問題も出てくるのではないのかというふうに予想しており、審査会の皆さまと一生懸命がんばってやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>○総務部次長兼総務課長；ありがとうございました。それでは会長の取り回しで議事の方を進めていただきたいと思います。</p> <p>○坂口会長；はい、審査会次第の書類が配布されていると思いますので、議題の1、平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>		

○福上主査；はい、では事務局より説明させていただきます。お手持ちの資料の1ページ目をご覧ください。平成30年度みよし市情報公開条例による開示請求の実施状況について、説明させていただきます。平成30年度は、143件の情報公開条例による開示請求があり、前年度比で40件の増となりました。近年、増加傾向にあり、今年度も昨年度と同様のペースで請求がなされています。請求の内訳で特に多かったのは、市が作成する工事の金額入り設計書の開示請求です。143件のうち、52件がこれに該当し、全体の36%を占めています。2ページ目から20ページまでは、平成30年度に請求された案件の一覧となっており、白色が全部開示、黄色が部分開示、赤色が全部不開示、青色が取下げとなっております。続いて、21ページ目をご覧ください。平成30年度みよし市個人情報保護条例による開示請求等の実施状況について説明いたします。平成30年度は、全部で15件の開示請求があり、前年度よりも4件増加しています。こちらも情報公開条例による請求と同様に、毎年度増加傾向にあり、うち、請求で多いものとしては、市民課における個人の印鑑証明や住民票の写しに係る申請書であり、9件ございました。余談ですが、いずれも第三者が取得したかどうかを調べたいと申出されたもので、すべて本人が申請していたものであり、大きな事件とはなっておりません。22ページ、23ページは、一覧となっております。24ページ目をご覧ください。こちらは、平成30年度みよし市情報公開制度等に関する審査請求状況について記載されています。平成30年度は、平成29年度から引き継がれた案件として、ちょうど1年前に皆さまにお諮りしたものの「狐洞児童遊園地出入口部分において平成27年5月5日発生した側溝転落事故に係る議事録・メール・文書・その他全ての記録」に係る開示請求の審査請求、1件がございました。この審査請求は、市が顧問弁護士に相談した際に作成した記録文書のうち、相談事項の要旨及び弁護士の意見・助言の要旨の開示を求めたものです。審査会では、平成30年6月4日付けで、相談事項の要旨については開示し、弁護士の意見・助言の要旨については不開示事項として該当すると判断し答申しました。その後の裁決としては、答申内容を反映し、請求の一部、つまり相談事項の要旨については開示し、その他の請求は開示しないこととする一部認容の裁決を行いました。この後の動きとしては、今のところございませんので、この場をお借りして報告いたします。議題1についての説明は以上です。

○坂口会長；今、説明された内容について、ご意見、質問等ございましたらお願いします。

○坂口会長；ちょっといいですか。22、23ページあたりで見ますと、印鑑証明だとか戸籍抄本だとかいわゆる住民票だとか、本人以外から出てるのかどうか委任状とかの問題だけなのか、それともだれかカードを持ってきて取ったかどうか、いや、みんな不開示になっているのですが、出てないと

いうことですよ。

○福上主査；よくあるパターンとしては、例えば印鑑登録カード、こちらを紛失されて、心配だから紛失した期間、誰かに申請されていないかを確認するためにされたもの、あとですよ、あったものとしては、住民票の写しは第三者の方が請求ができることがあります、第三者の方、例えば行政書士さんなどが請求すると、市民課の方で、本人通知制度というのがございまして、第三者の方から請求された場合、本人にご自身の住民票の写しが請求されましたよとご案内が行く制度があるのですよ。こちらを登録されている方というよりは、こちらの制度を市民課から説明をされた方が、今までどうだったのかなというところで、関心があるというところで請求がされるというパターンもございまして。

○坂口会長；そうすると、念のためということが多いのですよ。

○福上主査；はい、そういったかたちですよ。

○坂口会長；はい、他のご意見、ご質問等あればお願いします。

○南谷委員；ひとつよろしいでしょうか。工事関係の書類の開示請求が多いようですが、これって例年そうでしたよ。

○福上主査；そうですね。昨年度も3割、4割近く占めておられて、落札された業者も開示される場合もありまして、おそらく自分のところがどれくらいの金額で設計したものを、市の設計金額と見比べて、今後の入札に役立てるのではないのかと思われまして。

○南谷委員；基本的には開示ですよ。

○福上主査；はい。入札が終わってれば。

○坂口会長；それについては、不開示はないのですか。

○福上主査；そうですね、不開示は今まではございませぬ。

○坂口会長；他にご意見ご質問ありますか。

○南谷委員；不開示の中で、特徴的なものはございましたか。

○塚崎副主幹；まず、全部不開示としたものは、ほぼ文書不存存ですよ。部分開示では、ほぼ個人情報、個人の印影、職員以外の業者の担当者氏名というものを扱うのが多いですよ。

○南谷委員；形式的にやられるのが多いということですよ。

○塚崎副主幹；そうですね。

	<p>○福上主査；8ページの60番は、保存期間満了で不開示となっているものですね。こちらも特徴的なものですね。文書自体は作成しておったのですが、保存期間5年間を満了して廃棄してしまったため、文書不存在で不開示となっております。</p> <p>○坂口会長；5年間というのは、文書によって違うのですか。</p> <p>○福上主査；はい、一律ではなくて、1年から30年まであるのですが、文書によって保存期間が異なります。</p> <p>○南谷委員；文書を作ったこと自体はわかるのですね。</p> <p>○福上主査；はい。</p> <p>○倉橋委員；聞いてもいいですか。1ページの教育委員会の請求ですが、全部で合わせて21件あるのですが、21件は多いほうですか。</p> <p>○塚崎副主幹；29度は、26件でした。</p> <p>○倉橋委員；では、減ったのですね。たまたま目に付いたのですが、5ページの29番ですが、外国語市道助手派遣業務委託ですが、どこかに派遣業務を委託しているということですか。</p> <p>○福上主査；こちらは応募していただいた業者にプレゼン、いわゆるプロポーザルをしまして、その企画書について開示を求められたのですが、こちらは担当者の顔写真や氏名などが不開示となっております。</p> <p>○倉橋委員；はい、それで、この外国語指導助手というのは、外国人のネイティブスピーカーのことですか。</p> <p>○福上主査；はい、おそらくネイティブだったかと思います。</p> <p>○倉橋委員；学校が知っている方を探すのではなくて、どこか業者に頼むということですね。これは、学校ごとに頼んでるのですか。</p> <p>○塚崎副主幹；一括して教育委員会が行っております。そうすることで、どの学校も同じサービスが提供できるようにということで行っていると思われます。</p> <p>○南谷委員；不開示理由のところ、個人の感想及び作文についてというものがあるのですが、この辺がプロポーザルの核となる部分だったとすると、まあ企画ですので競争上の秘密だとも思いますし、プロポーザルの一番の核とも思うのですが、このあたりどのような基準なのでしょう。</p>
--	---

	<p>○福上主査; プロポーザルの個々の配点は開示されていますが、確かここは子どもたちの感想や作文だったかと思えます。</p> <p>○南谷委員; ああ、子どもたちの感想ですか。</p> <p>○福上主査; コメントというわけではなく、審査する内容というわけでもなく、子どもたちの感想だったかと思えます。</p> <p>○倉橋委員; 顔写真というのもAという業者さんが5人の先生を提案して、Bという業者さんが別の5人とすると、Aの仲から1番目2番目3番目を選んで、Bの中から選んで、というわけではなく、一括してAの業者をお願いするということなのですね。</p> <p>○福上主査; はい、そうです。</p> <p>○倉橋委員; そうすると、Bの業者は自分のところに良い人がいるのに何ではねられたのだろうと素朴に疑問に思うわけですね。</p> <p>○坂口会長; 派遣契約については入札で行うわけですか。</p> <p>○村田部長; プロポーザルに参加する人の応募をするというかたちですね。</p> <p>○坂口会長; 業者募集ということですか。</p> <p>○村田部長; 参加者を募集してプロポーザルで判断して、この業者が一番点数高かった、その業者について、競争審査会、市の組織の中で、点数が高かったこの業者に決定してよろしいかというものを確認して契約を結ぶということになります。</p> <p>○倉橋委員; 1つ選ぶわけですか。</p> <p>○村田部長; はい、詳しくは分かりませんが、何人講師を持って、何日、このようにして回れますよ、みたいな提案をしてくるものですので、これ見て、間違いなくやれるなというふうになります。最低限の行うことは、仕様書に書いてありますので。</p> <p>○倉橋委員; 個人を選ばなくて、業者を選ぶということですね。</p> <p>○村田部長; はい、業者の評価を見るということになります。</p> <p>○坂口会長; その外国人講師の身分は、派遣社員ですか。</p>
--	--

○村田部長；業務委託になります。

○坂口会長；他にございますでしょうか。いいですかね。では、この程度にしまして、議題2番目の、令和元年度審査会の開催日程について、説明をお願いいたします。

○福上主査；はい、説明をさせていただきます。25ページ目をご覧ください。本日、皆さまお集まりいただいておりますので、この場をお借りして、令和元年度の日程調整をさせていただこうと思います。今年度なのですが、6月が第1回目となっております、左に6回分枠は作ったのですが、2か月ごとの開催を考えておまして、8月、10月、12月、2月の全部で5回でいかがかなあと思っております。その点も含めて、皆さまの日程調整を、ご審議、お諮り願いたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○坂口会長；はい、今年度は6月から始まったもので、5回ですと、8・10・12・2月となるわけですが、5回でいいですかね。

○各委員；はい。

<日程調整>

○坂口会長；今年度の審査会の日程は、第2回8月21日15時、第3回10月3日午前10時、第4回12月11日10時、第5回令和2年2月5日10時、以上です。

○福上主査；事務局から1点よろしいですか。皆さまご存知かと思いますが、案件がなければ審査会は中止となりますのでよろしくをお願いいたします。また、その際には、私の方から連絡を差し上げますのでよろしくをお願いいたします。

○小野田総務部次長兼総務課長；中止の連絡はどれくらいに行きますか。

○福上主査；3週間前・・・だいたい1か月前くらいには通知をさせていただこうと思っています。

○坂口会長；議題の2については以上で終わりとさせていただきます。その他、何かございますでしょうか。もし、ないようでしたら、令和元年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。どうもご苦労様でした。